

(設置)

第1条 公共施設の再配置を推進することに関し必要な事項を調査審議するため、佐倉市公共施設再配置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において「公共施設の再配置」とは、本市が公用又は公共用に供する施設のうち、道路、橋りょう、公園（佐倉市都市公園条例（昭和47年佐倉市条例第40号）第6条の2に規定する有料施設又は延床面積が100平方メートル以上の建物が設置されている公園を除く。）、上下水道その他の社会資本を除いたものについて、本市が適正に維持管理できる規模にするため、その老朽化の状況、将来の需要等を分析し、評価した上で、集約、複合化等を行うことをいう。

(所掌事務)

第3条 審議会の所掌事務は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申することとする。

- (1) 公共施設の再配置の方針の策定及び当該方針に基づく公共施設の再配置の推進に関すること。
- (2) その他公共施設の再配置の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、6人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共施設の再配置に関する知識又は経験を有する者
- (2) 市民

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、資産経営主管課においてこれを処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の日以後最初に審議会の委員となる者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、2年以内において、市長が別に定める期間とする。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1 指定管理者審査委員会の項の次に次のように加える。

公共施設再配置審議会	会長	日額	8, 100円	
	委員	日額	7, 600円	